

答 申

諮問第12号

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に対し平成26年3月7日付け海建用第98号で行った保有個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

本件異議申立てに至る経過は以下のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。）第16条第1項に基づき、実施機関に対し、平成26年1月6日付けで「諮問第64号答申の実施機関説明要旨2本件処分について別紙②について、平成13年3月23日実施機関は（担当用地課）は法務局に宇東山田地内の公図訂正申出書を提出している。担当課が法務局に提出していない。土地家屋調査士に公属理事長が復代理として委任しているから、和歌山県知事が提出している。用地課が提出した公図訂正申出書にある私の情報。」と記載された保有個人情報の開示請求を行った。

備考として、文中「諮問第64号答申」とあるのは、和歌山県情報公開審査会における諮問第64号答申（以下「諮問第64号答申」という。）のことであり、同じく「用地課」とあるのは、和歌山県海草振興局建設部用地課（以下「用地課」という。）のことである。

2 非開示決定

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報を「平成13年3月23日付、和歌山県知事木村良樹申出代理人である土地家屋調査士による法務局に提出した公図訂正申出書にあるあなたの情報。」とし、保存期間経過による廃棄のため、平成26年3月7日付けで本件処分を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年3月14日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件開示請求に係る保有個人情報を正しく特定し、再度開示を実施することを求めるものである。

2 異議申立ての理由等

異議申立人が異議申立書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件開示請求について、実施機関は、「平成13年3月23日付、和歌山県知事木村良樹申出代理人である土地家屋調査士による法務局に提出した公図訂正申出書にあるあなたの情報。」としている。しかし、開示請求した文書は「用地課が提出した公図訂正申出書にある私の情報」である。
- (2) 諮問第64号答申中にある「平成13年3月23日担当『用地課』は法務局に公図訂正申出書を提出している。」の記載に基づいた「用地課が提出した公図訂正申出書にある私の情報」を開示せよ。
- (3) 本件に係る公図訂正申出書は、実施機関が押印をしているため、実施機関が手続を行っていると思っていた。しかし、このことについて実施機関の説明を聴くと、当該申出書が実施機関が提出したものとは別に用地課が提出したものがあるように思われた。このため、用地課が提出した申出書とは何であるのか確認を行いたい。
- (4) 本件に係る公図訂正申出書は偽造又は捏造されたものであり、実施機関は偽造又は捏造した当該申出書を隠している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が保有個人情報非開示決定通知書及び理由説明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

1 公図訂正申出業務について

本件に係る公図訂正申出業務は、実施機関の担当課である用地課と社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会が締結した地図訂正業務委託単価契約に基づき選任された復代理人である土地家屋調査士が行っている。加えて、復代理人である土地家屋調査士が和歌山地方法務局へ公図訂正申出書を提出している。

また、当該申出書は実施機関名で提出しており、複数は存在せず唯一のものである。

2 本件処分について

本件に係る公図訂正申出書は、実施機関の復代理人である土地家屋調査士を通じて提出し、実施機関の担当課が用地課であったもので、異議申立人が言う「用地課が提出した公図訂正申出書にある私の情報」と実施機関が言う「平成13年3月23日付、和歌山県知事木村良樹申出代理人である土地家屋調査士による法務局に提出した公図訂正申出書にあるあなたの情報。」は同じものであり、唯一の保有個人情報を指している。したがって、本件開示請求に対し、「平成13年3月23日付、和歌山県知事木村良樹申出代理人である土地家屋調査士による法務局に提出した公図訂正申出書にあるあなたの情報。」は保存期間経過により廃棄されているとし、本件処分を行った。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分について

本件に係る公図訂正申出書は、実施機関が復代理人である土地家屋調査士を通じて提出し、実施機関の担当課が用地課であった、

並びに、本件に係る公図訂正申出書は唯一のものであるとする実施機関からの説明について、何ら不合理な点は認められない。

異議申立人は、実施機関とは別に用地課が提出した公図訂正申出書があると主張するが、当該申出書の提出者の呼称については、当該文書の発信者である実施機関とも、事実行為として復代理人である土地家屋調査士とも、または、通称として実施機関の担当課である用地課とも言える。そして、呼称が違っていても当該申出書は同一であり唯一のものであるとすることに疑いはない。

よって、本件開示請求対象を実施機関が「平成13年3月23日付、和歌山県知事木村良樹申出代理人である土地家屋調査士による法務局に提出した公図訂正申出書にあるあなたの情報。」と特定したことは妥当である。また、当該文書が不存在であることは、当審議会が情報公開審査会第62号答申により確認しており、実施機関が当該文書を保存期間経過により既に廃棄しているため本件処分を行ったとする説明に不合理な点は認められず、本件処分は妥当であると判断する。

なお、異議申立人は、土地家屋調査士が提出したものとは別の用地課が提出した本件に係る公図訂正申出書があるとする論拠の一つとして諮問第64号答申中に「平成13年3月23日担当『用地課』は法務局に公図訂正申出書を提出している。」の文言があることを挙げているが、諮問第64号答申中の該当箇所を確認するに、「平成13年3月23日付けで実施機関（担当は用地課）は法務局に対し字東山田地内の地図訂正申出書を提出しているが、」とあり、括弧書きで担当課を明示しているに留まり、別の異なる申出書が存することを意味するものではないことを付記しておく。

2 結論

以上の理由により、当審議会は本件処分に関し、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人の本件に係る公図訂正申出書は偽造又は捏造

されたものであり、実施機関は偽造又は捏造した当該申出書を隠しているとの主張は、本件請求に係る開示決定等の判断に直接関係しないものであり、当審議会の判断する事柄ではない。

第6 答申に至る経過

| 年 月 日 | 審査の経過 |
|-------------|-------------------|
| 平成26年 3月19日 | ○諮問（実施機関） |
| 平成26年 4月 9日 | ○実施機関からの理由説明書を受理 |
| 平成26年 6月13日 | ○審議 |
| 平成26年 7月18日 | ○実施機関からの説明及び意見聴取 |
| 平成26年 8月27日 | ○異議申立人からの説明及び意見聴取 |
| 平成26年 9月26日 | ○審議 |
| 平成26年10月31日 | ○審議 |